

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和3年10月28日（木）午後1時30分開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

行政区再編協議

- (1) 3案の比較検討及び区割り案内定に向けた検討について
- (2) 中間報告の結果に関することについて
- (3) 継続協議となっている課題について

13:31

行政区再編協議

◎結論

3案の比較検討における比較項目、条件項目（評価内容）及び5段階評価について、委員長（案）を了承し、評価作業を行うこととなりました。

また、中間報告の結果に関することについて、各委員が発言し、今後の協議は中間報告での御意見・御要望を踏まえて進めていくこととしました。

さらに、継続協議となっている課題のうち、ふれあいセンター等の名称については委員会として結論づけました。

◎発言内容

(1) 3案の比較検討及び区割り案内定に向けた検討について

○高林修委員長 それでは、協議事項1、(1)の3案の比較検討及び区割り案内定に向けた検討について協議を進めていきたいと思えます。

先ほど申し上げたとおり、前回委員会では、協議の流れのうち3案の比較検討における条件項目25項目及び比較項目5分類を決定しましたが、比較項目の名称や条件項目の当てはめは委員長へ一任となっておりました。このため、本日は前回の未定稿部分について確認、決定をしていきたいと思えます。

資料1を御覧ください。

まず、比較項目及び条件項目（評価内容）についてですが、左側の表が前回委員会で委員の皆様から頂いた御意見をまとめたものになっており、比較項目5分類については自民党案を採用しています。

右側の表は委員長の案ということで、比較項目5分類は自民党案をそのまま踏襲をし、条件項目25項目は5項目ずつを比較項目へ当てはめた格好となっております。また、下線の引いてある項目は、項目の意図をはっきりさせるため若干の文言を修正しております。右側、3か所に下線が引いてありますので、御確認をお願いします。

続いて、資料2を御覧ください。

比較項目、条件項目（評価内容）及び5段階評価の一覧となります。こちらも、前回委員会で委員の皆様から頂いた御意見等を採用し、5段階評価の3は中間の値として表現し、2、1は否定の言い回しとして統一をさせていただき、作成いたしました。

以上、資料1と2の説明をさせていただきましたが、この件について御意見のある方は御発言願います。

〔発言する者なし〕

○高林修委員長 よろしいですか。一応、委員長一任ということで、資料1、資料2のとおりにさせていただきます。

結論として、比較項目、条件項目及び5段階評価の内容については、私委員長の案のとおりとすることにさせていただきますので、よろしく願いいたします。異議なしということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

この3案の比較検討における詳細が整いましたので、今後、委員の皆様には具体的な評価作業を行っていただきたいと思います。

後日、事務局から評価作業のためのシートを配付させていただきますので、取りまとめのため11月5日の金曜日までに御提出ください。詳細につきましては、別途事務局から依頼をさせていただきますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

前回までの協議の中で評価をしていただいてレーダーチャートの形にしたいと思っておりますが、これは今後の協議の参考とさせていただきますので、よろしく願いします。

○鈴木育男委員 ちょっと細かい話で1つだけ。

要は、レーダーチャートみたいな形で評価するという理解ですが、そのときに、前も話に出たウエートのことは何も考えないということですか。

○高林修委員長 ウェートについては、別の言い方で係数としましたけれども、レーダーチャートの係数については、あくまでその段階では考えていないということで、そこから皆様の御意見を賜ってということになりますので。

最初からそのウェートを加味してレーダーチャートをつくると、まずその加味の具合についてまだ議論をしないので、取りあえずは同じレベルの評価、5角形にさせてもらうというつもりですが、どうでしょうか。

○鈴木育男委員 そちら辺をはっきりさせておいていただくことが一番大事なことで、そうした中で、そのウェートみたいなものをどうするかというのは、そこから先の話という理解でいいですか。これで全部ではなくて。

○高林修委員長 そうですね。またウェートのことは必ず議論の対象になると思っておりますので。

○鈴木育男委員 確認です。ありがとうございました。

（2）中間報告の結果に関することについて

○高林修委員長 それでは、続きまして協議事項2、中間報告の結果に関することについてですが、9月15日から10月14日までの間に行いました7区の自治会連合会及び7区協議会への区再編協議の中間報告につきましては、当局と二人三脚で進めてまいりました。私と鈴木副市長、山名副市長と同席させ

てもらって説明をさせていただきました。

委員の皆様におかれましては、実際に傍聴されまして、市民の皆様が抱えている様々な思いを受け止められ、改めて区割り案内定に向け、お考えを深めたことと思います。

委員の皆様には、事前に議事録も配付させていただいておりますので、今回の中間報告の結果を踏まえて、今後の協議に対し、お一人ずつできれば御発言いただきたいと思っております。

○齊藤和志委員 私も全ての説明会に参加することは、人数的な制約からなかなか困難だったのですが、いろいろとほかに参加できなかった地域・地区の議事録を読ませていただいて、併せて感じたことが、今回の区の再編で、区をどうするかという議論と、例えば過疎化の問題だとか公共交通の問題だとか、いわゆる市のほうの施策の根幹に関わる部分についての話が混同というのですか、一緒にされているというところを感じましたので、今後はこの区の再編に係るものと、広く市の施策に係るものについては、しっかり整理してお話しするとか、そこを分かっていただけるようにしていくことが大変重要かというふうに思いました。

それから、今、委員長のお話があったとおり、様々な意見だとか様々な思いはあることはよく分かりましたけれども、やはりこれらを全て解決するというのはなかなか困難ですが、それを少しでも酌み取って聞き入れていくということも、今後住民の間の中でいろいろな思い違いだとかしこりだとか、そういったものが残らない形で進めていくことも十分必要かという認識を持ちました。

以上です。

○高林修委員長 少し時間を取りますので、ほかにいかがでしょうか。

全部で300を超える質問とか意見があったと思っています。少し整理をさせていただくと、いわゆる認定項目の地域拠点については、区役所の位置とか組織、それから区長の権限とか、それと行政センターのこと、それから協働センターのこと、それからあとはコミ担のこと、そういう質問が多かったと思いますが、あとは、主要組織の方針とデジタルの活用という認定項目については、当然ですが土木の話は当局案と自民党案の対案を説明して、それに対する御質問等をいただきました。

デジタル化については、デジタルでどのようなことができるかということも当然あるわけですが、できるだけ早く進めてほしいという意見が多かったように思います。

それから、地域自治に関すること、簡単に言うといわゆる区協議会、それから地域協議会、それから地域委員会のこの1層、2層の話については、ちょっと多く私のほうからもいろいろお願い、ボトムアップの件でお願いはしましたけれども、これについては本当に様々な意見で、当局案を支持する方もあり、それから委員会の中で出た案を、支持とまではいかないけれども、御意見を頂いたりということがあったと思っています。

いずれにしても、この新しい協議会の1層、2層の仕組みについては、地域の皆さん、住民の皆さんの声を吸い上げるためということについては、割合くどく言ったので通じたかとは思っています。

天竜区の取扱いについては、天竜区の皆さんは当然のことだけれども特にそれについてはありがたいというお話ばかりでしたが、残りの6つの自治会とか、それから協議会のところでも、天竜区の話は理解も頂いていましたが、ただ天竜区ばかりが中山間地域ではないという御意見もあったと思っています。

区割りについてですが、6つの案から3つの案に絞られたという言い方はなるべくやめて、これが最終形ではありませんよと、必ず申し上げてきたのですけれども、中にはちょっと驚きの表情をされる方がいらっしゃいました。線引きの話は、これからの協議の話になると思っておりますので、中間報告ではそこまでということで行いました。

○太田康隆委員 各地区でそれぞれ協議会、あるいは自治会の役員さんの、もっと声があるのだろうけれども、時間もそうですが、ある程度制約されてしまって、よそ行きの発言として整理されてしまったというのが、ちょっと僕は残念だなと。今回は、もう少し時間を取って、やはりいろいろな声を聞きながらやってほしかったというのが全体を通しての感想です。

政令指定都市になったときに、僕は1つ危惧していたことがあって、それは権限がたくさん来ますよね。ある意味、県と同じ立場になるわけで、その行政区を置くというのも大きくなったから基礎自治体に代わる行政サービスの拠点として行政区を置くわけですから、当然そういう考え方でやっていかなくてはいけないわけで、もう片方では市民協働、市民ができるだけ参加できるような行政運営にしていこうというのがこの時代、求められているわけで、その市民協働の場としてであると同時に、今まで県が所管していたようなことも浜松市が基礎自治体として利害調整もやってかなければいけないという、大変大きな仕事を平成19年以来、浜松市は背負っているわけです。

だから、現場での利害調整もやるし、それから権限の中で県が担っていたようなサービスの提供もしていくということが、両方浜松市がやらなければいけないことなので、すごい大変になったはずけれども、そういう意味では、市民協働の最前線で住民の皆さんにぜひ説明してくださいということをお願いして、委員長も、それから副市長も所管の部長も出ていただいて、本当に全部回っていただいたというのは大変な苦勞をかけたわけですが、そのときに、もっと市民の声を聞いて、やり取りできたのではないかと、そういう思いがちょっとありました。

それは、お聞きすることはしたので、今度は議会の我々に戻されたわけですが、そういう意味ではたたき台に絞ってきた、何年もかけて区の再編をやろうと、浜松市の将来にとってプラスになるような再編を考えていこうということで今、これまで来ているわけですので、絞ってきた3案、たたき台の3案をたたいてもんでいく、そういう過程をやはり市民の皆さんに我々としてはしっかりと、何が問題でどこがよくてどういったことがあるということを示さなければいけないと、そういう責任を感じています。

ですから、現場で整理されてしまった意見で交わされるようなことではなくて、やはり我々としても説明責任がありますので、そのたたき台である3案をたたきながら、どこに問題があってどういうものを目指そうとしているかということ、ぜひこれから示していくような特別委員会の議論であってほしいと、そう思いました。感想です。

○松下正行委員 まずは感想といいますか、事前に資料を配付して質問を受けたということは、質問と答えが明確になってよかったということと、説明会、報告会を重ねることによって区協議会のメンバーとか、あと自治連のメンバー自体も意識が少し高まってきているという感じが少し見えたというのはよかったと思います。

いろいろな質問とか意見を聞いていますと、やはり大きくは3つぐらいが焦点かと私も思いました。1つは、当然ながら地域拠点、それから2つ目はいわゆる住民自治、地域自治といいますか協議会の話。そして、あともう一つは市民サービスの中身が低下しないかどうかというところが多かったかと感じています。これはこれで、市民の皆さんの一番身近な部分であると思うし、例えば区協議会のメンバーの中でも建議をすることすら知らなかったという意見もありました。これは、私はびっくりしましたが、そういうことが、建議が減っていった一つの原因かということもある意味で確認できたかというふうに思いました。

いずれにしても、今、太田委員も言われたように、説明会だけではなくて、ここの委員会での議論が

いかに市民にしっかり伝わっていくかというところも非常に大事かと思えますし、いよいよ区の線引き、区の数というところに議論が入っていきますので、それぞれの委員の皆さんのしっかりした御意見と議論を重ねて、いい方向に結論が導き出せるように、またさらに責任を痛感しているところであります。

以上です。

○鈴木育男委員 なかなかほかのところには行けませんで、人数のことがあって行けなかったのは大変残念ですが、議事録をちょっと読ませていただいて、政令市になって14年ですが、その皆さんのお話を聞くと、区というものが割と意識を持っているという、ちょっと思う以上に区に対する愛着みたいなものがあるということを感じました。自分としては、あまりそう思わなかったのだけれども、一般の人はあまり関係ないのかなと思っていたのですが、一般の人ではなくて、こういうしっかりと地域のことをやっていらっしゃる方を中心とした話になるとそうなるのかなということで、少し驚きました。それもひっくり返して言うと、自分たちの地域への愛着みたいなものが皆さんそれぞれ持っていらっしゃるのだなということも改めて感じたところでございます。

大部分の皆さんは、本当にしっかり考えていらして、考え方もフラットですごいなとも感じたし、ただそれが自分事になったときにやはりそれぞれの思い、それが愛着から来ていると思うのだけれども、そういうような話になっていたなど。これはこれで、私は別に是といたしますし、そういったものをこれからどうしていくかということで、皆さんにどう納得していただける形でこの再編を解決していくかという、それだけだということも改めて感じました。

我々議会、それから行政の立場からなると、市民の皆様にはやはり何を目的としてこの再編をやるのかと、その1点をしっかりと御理解頂いて、その目的に沿った再編の形が、我々が考えているのはこういう形ですよという結論を出すことが当然だと思えますので、こういう形で市民の皆さんに説明して御理解を頂く、御意見を頂くということは非常によかったと、そのように感じています。

以上です。

○小野田康弘委員 協議会の説明会で言うと、防災とか福祉のこととか、やはり携わっている方の意見も出てきたということは非常によかったと思っています。

また、全般的に区役所でできるもの、行政センターでできるものの、市民サービスの差がないですよという説明だけではなく、要望にもあったとおり、書面的にどういうものがあるのかということも今後、示していかないといけないと思っていますし、しっかりした理由をつけて区の再編をしていかないといけないと感じました。

以上です。

○加茂俊武委員 全部見られなかったのですが、本当に活発な意見・質問が出ていて、皆さん自分事としてしっかり捉えていらっしゃるって、本当に感心しました。

これから、多分協議会が1層目、2層目とかという話、住民自治の話になってきたときに、まさにこういう形で活発に議論がなされて要望や意見が出て、協議会とか地域委員会は、そういったことが理想なのかと改めて感じました。意見を吸い上げて、具現化できるものとできないものが絶対出てくるわけで、これをしっかりと説明をした上で、今後も浜松市全体のこと、それから細部にわたる地域のこと、しっかりと考えて行政と議会も対応していくということの必要性を改めて感じました。

以上です。

○太田利実保委員 私も、全ての説明会に参加したわけではありませんけれども、天竜区を単独にするということについては、天竜区の皆さんをはじめ、皆さんおおむね賛同を得られたという感じを持ち

ました。

それから、あとはやはりその地域拠点となる区役所の位置をどうするか、土木整備事務所の位置をどうするかとかという、そういったところが皆さん、かなり関心が高かったなということ。それから、協議会については、やはり1層、2層式にするということで、これから協議をしていくと思いますが、2層目のところの形をどうするのかというところが、すごく大事なところだろうと思いました。

それから、市民サービスということに関して言うと、デジタルというところがキーポイントになる、注目していかなければいけないと思うのですけれども、これは、特別委員会の議論とはまた別なのかもしれませんが、こういった形でデジタルが市民サービスに寄与できるのかということも、具体的に何かこうだというのが、デジタルガバメントということで、そういったものがあると市民サービスが低下しないのだよという、そういったことも裏づけになっていくのかと思うので、そこら辺も考えながらこれから議論を進めていく必要があるのかと思いました。

以上です。

○岩田邦泰委員 私も3か所ぐらい行ってきましたが、やはり天竜の話というのは、本来、天竜区を1つにしたところの説明までという今回の説明範囲をメインにしていたと思うのですけれども、そこに関してはやはり皆さんの認識というのも、腑に落ちていただいているのだなということで、次どうするのかというところの協議が非常に多かったと思います。

先ほど来、拠点の話であるとかいろいろ出ています。私も同じように感じたところですが、その中でも1つだけなるほどな、と逆に自分でも思ったのが、今、区役所に分散配置されている方々、例えば福祉の窓口などを今度本庁に集約していきますよという話が出ていると思うのですけれども、それが結局窓口から専門の人がいなくなってしまうことよりも、集約して7人が本庁に集まったときに、1人が例えば急に休んだとしても、ほかの人たちで賄える体制になる。今までは、各区役所に1人ずつしかいなかったから、その方が何かしらの状態、何かしらの用事があっていないとなると、その人がいないからできないということが起きていたら、改善もあるのだよという話も出たものですから、そういった説明が市民の皆さんには非常に納得性が上がる話かと思ったので、説明の仕方、考えているところ、もうちょっと伝わるような説明は今後も必要だと改めて認識したところです。

以上です。

○稲葉大輔委員 一番最初から出た区役所の位置の話が、私は一番最後まで気にもなりましたし、この区役所の拠点性の重要かどうかという点と、行政センターになっても業務上問題がないという説明の中で、やはりその説明の仕方と強調の仕方で、それぞれの区の委員の皆さんの感じ取り方、自治会の皆さんの声に大分違いがあるだろうと感じました。なので、ここについてはこれからということもあると思うのですが、やはり区役所でなければ駄目な部分、区役所でなくても大丈夫な部分、ここをしっかりと明示していく、それで行政センターでも運営も含めきちんと地域も大丈夫だという理解が得られることが、これからどう再編していくかによっても大きな違いになってくると思いますし、最終案が出た後に同じような声が反発として出るようでは、説明が足りないだろうと思います。

中間報告までの間というのは、コロナの状況もあってなかなか我々も含めて説明が十分でなかったということは事実ですので、これから最終案を絞り込んでいく、そしてパブコメに向かっていく中においては、今まで以上に地域での説明とか理解を広げていくことが肝心だろうと思いました。

以上です。

○酒井豊実委員 私も、全て出たわけではないですが、耳に残っているのは、まずは東区の代表の方

でしたか、住民投票は何だったのかと、そもそものところに対する御批判があったというところを改めて強く感じました。

それから、どなたかもおっしゃられましたが、それぞれの自治会長さんだったり委員の方が、やはり地域に対して非常に強く深い歴史的な愛情を持っておられるというのを改めて感じたところで、そこは住民自治として本当に立脚しなければならないと改めて強く感じました。

それから、やはり民主主義というのは時間をしっかりかけて協議すべきだということも発言の中から改めて酌み取りましたし、これは北区の自治連でしたかね、スケジュールが先に決まっているが、住民理解が得られなかった場合、変更するののかという御意見だとか、議員だけで決めていくのかということに代表されるように、この間、今後の協議の在り方に対して結構鋭い批判的な意見が各所で出されたというのが、私の胸に刺さっているところです。

そういうことを踏まえて、やはり中間報告ということで開催してそれぞれよかったということではなくて、その意見一つ一つをさらに吟味して反映させるということが非常に大事だし、具体的に返すことなくして浜松の議会制民主主義というのは深まらないということを強く感じました。

最後にですが、天竜区の単独についても大方の評価、理解を頂いたと思いますが、しかしその中でも人口が急激に減っていく中で大丈夫かと、そういう御心配も幅広く頂いている中では、天竜区に住んでいる住民の1人として、さらに力を入れて頑張らなければいけないという認識を持ちました。

以上です。

○関イチロー副委員長 3か所の説明と意見交換をさせていただいて、あと傍聴に、たしか6か所お邪魔したかと思っています。

その中で、私が一番印象に残っているのは、合区によるしこりは望まないという発言を異口同音に何か所かで聞きました。これは、非常に重い言葉だろうなど。かねがね申し上げますように、この区の再編をすることによって本旨とは違うところでもし住民の方たちにしこりが残るのであるのだったら、これは非常に大きなマイナスだろうと思っています。

ただ、一方で、浜松市全体の将来のことを考えて決めてほしいと背中を押していただいた御意見もございました。そういう意味から行くと、残り少ない時間を、先ほど委員長もおっしゃいましたけれども、市民の方になるべく説明して、分かっていたような議論を今後していくべきだろうと思いました。

以上です。

○高林修委員長 ありがとうございます。

皆様それぞれのお立場で、それからお考えを基に感想等を述べられたかと思っています。今のそれぞれの皆さんの発言は、非常に今後の協議の中でも参考にさせていただきたいと思っています。

一応、私も少しだけ発言をさせてもらいますが、今回は、前2回と違って、冒頭の挨拶をさせていただいたときに、今日ではできる限り踏み込んだ発言もさせていただくということをまず申し上げてから説明に入りました。中には、踏み込み過ぎたような発言もあったかもしれませんが、感想としては、今回の中間報告では説明が各論に入りましたよね。なぜ行政区再編が必要かということに、どうしても皆さんの発言を聞いていると思いをはせてしまうのです。結局、今、浜松市にとって大事なことは何か、少子・高齢化の対応とかインフラ整備に対する対応とか、とにかく財源の確保が必要だと。

前期の委員会的时候には、当局は浮いた財源については、はっきりと言わなかったけれども借金の返済というところがあって、市民サービスに充てるという話はしなかったですね。ただ、今期に入って当局も、財源を確保して必要な住民サービスに充てると、まさしくインフラ整備も少子・高齢化につい

ても喫緊の課題であって、報告をさせていただいた中で皆さんの御意見を伺っていると、そこに立ち戻ったような御発言がありませんのは少し残念でした。

とにかく、やはり一つの浜松、何人の方がおっしゃっていましたが一つの浜松という立ち位置が一番大事で、いろいろな地域の御要望があり、鈴木委員もおっしゃいましたが、本当に愛着があることについて私もかなり驚いたところがあります。それは、当然のことだとも思いますが、このところは改めて、中間報告を終えて改めて一つの浜松を目指す、将来の浜松、よく持続可能と言いますけれども、そのところに視点を当てて協議を進めていきたいと思っています。

皆様の御要望を聞いていると、なかなか1つの納得できるような形はできないかもしれませんが、ぜひ今後の協議については、先ほどの評価も含めて、それから皆様の今の御感想、住民の皆様の中間報告での御意見・御要望を踏まえて、12月7日に向けてかなりハードな議論になると思いますが、何とぞよろしく願いいたします。

(3) 継続協議となっている課題について

○高林修委員長 それでは、続きまして協議事項3に入ります。

協議事項3、継続協議となっている課題についてですが、前回、当局側から示されました区再編に係る継続協議項目のうち、支所とふれあいセンター及び協働センターの名称につきましては、市民の皆様の御意見を踏まえ内定時まで結論となっておりますが、今回の中間報告の中では、実はふれあいセンターについては、天竜区固有の名称ですので、もう先に、天竜区の皆さんにどういう御意見をお持ちですかと聞いています。

資料3を御覧ください。

まず、ふれあいセンターの名称については、天竜区自治会連合会から私宛てに御意見をいただきました。天竜区自治会連合会、三室会長から来ています。

継続協議のふれあいセンターの名称から協議を進めていきたいと思いますが、まず少し私のほうからまとめさせていただきます。この私宛ての御意見書ですが、①と②と分かれていまして、①の天竜区内のふれあいセンターの名称継続を当然希望すると、お願いするというものですが、このところについて先に皆様の御意見を伺いたいと思っています。天竜区に赴いたときに、御意見賜りたいというのはこのふれあいセンターの名称の継続についてでした。②については、この後、もう一度協議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。継続協議は案件が多いので、なるべく決めていきたいと思っていますが。

○酒井豊実委員 天竜区の協議会でも、中間報告のときの意見で、佐久間の委員から、ふれあいセンターの名称はこのままのほうがよいと思うということがはっきり述べられましたし、私もこの会議の中で、太田康隆委員のほうからの提案の中で賛同した経過もありました。この三室会長の意見、そのまま全く問題ないと思っております。

○高林修委員長 この①のことに関して御異議のある方という聞き方をしますが、異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、①のふれあいセンターの名称につきましては、当委員会の意見としてふれあいセンター継続ということで、当局は、この再編案の取りまとめの折に名称については御留意願います。

②のことですが、二俣協働センターを二俣ふれあいセンターに改称ということですが、これは私ども

のほうで御意見を希望したものではなくて、まずこの①のふれあいセンターと二俣ふれあいセンターの違いについて、事業本部長のほうから何か御説明いただければと思います。

○区再編推進事業本部長 ふれあいセンターという名称は、天竜区内固有のもので、8か所あります。二俣協働センターというのは、いわゆる第2種協働センターということで、例えば中区や東区にも同じように第2種協働センターがございます。東部協働センターであるとか天竜協働センターであるとか、それと同じものでございます。

ふれあいセンターも、今言った第2種協働センターも、いずれも区の第2種の出先機関という位置づけは同じです。つまり、課相当の組織ではなくて、いわゆる本庁施設と同等で、トップの所長は課長ではなくて副主幹級の職員が所長ということになりますので、ふれあいセンターであろうと二俣協働センターであろうと、そういった組織編成上の位置づけというところでは同列ということになります。

○高林修委員長 本部長、組織編成上は同列ということですが、大事なはその住民サービスの枠のことだと思いますが、その点、もう一度説明をお願いします。

○区再編推進事業本部長 失礼しました。

住民サービスに関していうと、二俣協働センターは、先ほど申し上げたように第2種協働センターと全く同じですので、基本的には地域づくり、生涯学習というものを機能として持っている。あとは、場合によってはサービスセンター機能を持っているケースが第2種協働センターの場合がございますけれども、二俣協働センターの場合は、サービスセンター機能は持っていないということになります。これは、例えば中区の西部協働センターも同様ですので、協働センターとしては地域づくりと生涯学習があるということがございますし、ふれあいセンターに関しては、天竜区固有のものということでございますので、地域づくりのところは、もう少し具体的な役割として中山間地域振興に関する役割を持っているということと、生涯学習の機能を持っているということと、こちらのほうもサービスセンター機能を場合によっては持っているということになります。

○加茂俊武委員 同じ天竜区内のふれあいセンターと、二俣協働センターの違いをまず明確に言ってもらっていいですか。違いがあるのであれば。

○区再編推進事業本部長 地域のコミュニティーの支援という視点からいけば、違いはございません。ただ、規定では中山間地域振興であるとか、生涯学習を提供する場でもあるということがございます。それ以外は、天竜区内のふれあいセンターは多くの場合、証明書の発行業務等がやれるということですが、二俣協働センターはサービスセンター機能を持っていません。

○加茂俊武委員 天竜区内のふれあいセンターと二俣協働センターの違いは、市民サービス、窓口が二俣協働センターにはないということですね。

○区再編推進事業本部長 サービスセンター窓口はありません。

○加茂俊武委員 違いがあるとすると、サービスの内容が変わることで市民は多少混乱しませんかということをお願いだけです。

○区再編推進事業本部長 サービスセンター機能ということに関しては、これは市全体として第2種の区の出先機関のうち、あったり、なかったりというのが実際のところですので、天竜区内、8か所ふれあいセンターがあるということで申し上げましたが、全てにサービスセンター機能があるわけではなく、1か所、光明ふれあいセンターにはサービスセンター機能はございません。ということで、共通する部分に関しては、地域コミュニティーの振興に関することと生涯学習に関すること、この2つでございますが、ふれあいセンターと協働センター、言い回しは多少違いますけれども、その部分に

関しては同じということでございます。

○太田康隆委員 今まで、合併した町村の役場、これが第1種協働センター、それから生涯学習機能、あるいは貸館機能のある公民館を協働センターということで浜松市が名称変更して管理してきたと、これは第2種協働センターのことです。

事務分掌、所掌事務ですね、それから人員配置、そういったことも含めてこの②については、私は当局の専権事項だと思っています。協働センターという名称で、ほかと同じようにしていくのか、それとも天竜のふれあいセンターという名称を残しますよということになったわけですから、その名称で行くのかというのは、全くそちらサイドで決定していただければいいことだろうと思いますので、そこら辺も含めて、我々がこの特別委員会で議論してきたのは、第1種協働センターを当局は支所に名称変更したらどうですかという、それは議論をこれからします。

第2種協働センターについては、協働センターですよ。公民館ではなくて。僕はややこしいから公民館でいいと思っているけれども、だけど、協働センター。それと同じようになってしまうわけですよ、そのままにしておく。それでいいのか、それともサービスの内容から、所掌事務から問題ないのでふれあいセンターでいいかどうかという、そこはそちらの判断だと私は思いますので。

○高林修委員長 太田康隆委員の意見について、天竜区のお二人はいかがでしょうか。

○太田利実保委員 二俣協働センターの場合は、旧天竜市の中で二俣という拠点であったということがあって、ほかのふれあいセンターとちょっと意味合いが違うというようなことで協働センターという名称になったと理解していましたが、今回、ふれあいセンターという名前が徹底されて、それと機能的には何ら変わりはないということ、それからほかの天竜区の中で中山間地域の振興ということが先ほど事業本部長からお話しがございました。そういったことも含めてふれあいセンターなのだということと分かりやすくするならば、ほかのふれあいセンターと同じように名称を変えてもいいのかと思いました。

○酒井豊実委員 二俣協働センターですが、現在も天竜の図書館と併設して事務所も共同で使っていて、どちらかという図書館機能が中心ですけれども、2階部分の貸館部門で担当しているのが地域のまちづくり活動だと思いますけれども、いろいろな有識者の意見は、ほかのところのふれあいセンターは非常に活発に地域づくりに貢献しているけれども、二俣の場合には人員も非常に少なく、もう少し強化しないといけないという話も聞いているところです。せめて光明のふれあいセンター並み以上に人員体制だとか事務スペースも含めてきっちり取っていかないと、二俣地域の自治活動をより発展させるためにはちょっと厳しいのかなと、そんなふうにいるところなんです。

いずれにしても、光明と同等のふれあいセンターというほうが住民のなじみはいいし、非常に集まりやすい雰囲気かと思っています。

○高林修委員長 酒井委員、この会長からの要望の中で、②の下段2行のところは、ここで議論すべきではないと思っています。あくまでふれあいセンターへの改称については賛意を示されるのかということですが、そこをはっきりさせていただけるとありがたいです。

○酒井豊実委員 賛成をいたします。

○高林修委員長 分かりました。

○関イチロー副委員長 会派の中で意見が違うのと、それから天竜の方が賛意を表されていますけれども、この文書の中で地域住民にとっては慣れ親しんだ呼び名でもあり、再度の名称変更は混乱を招くという文言があるということ自体は、①と②、これはちょっと矛盾する話だろうということが1つあり

ます。

それから、もう一つ、この後の支所の話も出てきますが、発端は行財政改革をしましょうという話ですよね。そうすると、その二俣協働センターというのは、個人的に天竜の方に聞きますと、十数年この名称で親しんできたということから言えば、そういう呼び方をしていच्छる方が多いのだろうなというふうに解釈しております。

そう考えてみますと、そのまま使えるものはそのまま使ったほうが、私自身はさきの第1種だ、第2種だというのは、それは行政側の都合の話で、住民にとってみて何とか協働センター、何とかというやつがその場所の、それからその機能を持ったところを表せればいいのかなど。そういう意味からいくと、もし改称するようなところが幾つか出てくると、全部足すと少なくとも数百万円ぐらいの改称に伴う費用というのは出てくるのかなど。そういうことも考慮に入れる必要があるのではないかと私は思っております。

○高林修委員長 今の状況だと、賛否両論になっていますが、一応、私宛てに来ていてお願いなので、責任上、返事はしなくては行けなくて、①については先ほどふれあいセンターの名称継続でいいですよということはお答えできましたけれども、この②については賛否両論ということですが、先ほどの太田委員の御発言、私はもっともだと思っていて、何らかの返事をしなくては行けないということになっていて、取りあえずこれは当局の専任事項だということとして投げかけるのはいかがでしょうか。

○山名副市長 この要請といいますか、委員長宛ての文書につきましては、天竜区の自治会連合会としていただいているものでございますので、地域の意見がまとまってこういう意思表示がされているものと受け止めています。したがって、これはやはり重く受け止めて、地域の皆さんの意向に沿ったような形で検討しなければいけないと思っております。

○高林修委員長 ということですが、副委員長、いかがでしょうか。

○関イチロー副委員長 そういう見解でしたら。

○高林修委員長 では、まず②については、当委員会での協議対象にはなくて、あくまで当局の専任事項でありますので、当委員会としましては様々な意見がありましたが、当局に御一任しますということが返事になります。当委員会としての参考意見を付していただいて、今後、当局のほうで取りまとめのときに御留意願えればと思っております。

よろしいですか。

[「はい」呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、続きまして、先ほど副委員長の発言をお聞きすると次の支所の名称についてはなかなかまとまりそうもありませんが、支所の名称について協議いたします。

支所の名称については、中間報告の中では特に、御意見・御質問はありませんでしたが、この件に関して、まず継続協議でございますので御意見のある方、いかがでしょうか。

○太田康隆委員 協働センターの中で、第1種と第2種というのは、やはり成り立ちも違いますし、担っている役割も明らかに違います。それを協働センターと言ってしまっているのですよね。ここに問題があるので、生涯学習とか貸館業務を担っているそもそもの第2種と、それから旧町村の役場であった様々なほかの業務も担っている第1種、ここは明確に線を引いて支所という当局の提案どおりで私はよろしいと思います。これは、自民党全員そういうことでいいですね。自民党としては支所でお願いたしたいと思います。

○高林修委員長 自民党会派としては、統一見解ということでよろしいですね。

ということは、会派ごとにお聞きしますが、酒井委員はいかがでしょうか。

○酒井豊実委員 以前の委員会では、協働センターでいいのではないかというような意見も申し上げましたが、やはり分かりにくいということがあって、本来的には公民館というようなことでやってきたり、あるいは天竜市役所、例えば熊支所というところでやってきたところが今、ふれあいセンターになっていて、行政の出先だということ、市民サービス、住民サービスをやっているのだという、支所機能というところをはっきりさせるという点では、支所でいいかと思っています。

それから、天竜区の協議会でも、同じく佐久間の委員から、佐久間の協働センターは佐久間支所でお願いたいという意見も聞きましたので、いろいろ網羅して賛成いたします。

○岩田邦泰委員 名称に関しては、私も支所が分かりやすい話なのかと認識いたしておりますので、ここに関しては、確かに変えることによって一時的費用はかかるところは出てくると思うのですが、そこはある意味しょうがないのかという認識をしております。まずは、やはり分かりやすくすることによって思っております。

○松下正行委員 私も支所で賛成です。やはり、協働センターで1種と2種があること自体、そもそもどうかというところがありましたので、言葉尻、名称が変わることではっきり市民の方も分かりやすくなると思いますので、賛成です。

○関イチロー副委員長 1つ本部長にお聞きしたいのですが、先ほど、二俣協働センター、それから今の支所も含めて、もし名称を変更した場合に、看板とかそういうものも含めて総額で幾らぐらいの予算が必要になるのですか。

○区再編推進事業本部長 概算ということで御理解いただきたいと思いますが、支所に関しては1か所200万円で7か所あります。ふれあいセンターに関しては、1か所100万円で8か所あります。

○関イチロー副委員長 ということは、トータル1500万円ということですか。

○区再編推進事業本部長 支所が1か所200万で7か所ですので1400万円、ふれあいセンターは二俣協働センターの1か所ですので100万円、合計1500万円です。

○関イチロー副委員長 非常に大金だと思いますけれども、それを承知の上で皆さん方が良とされるようでしたら構いません。

○高林修委員長 副委員長のほうは、各会派の御意見に寄り添っていただけるということだったので、それでは、継続協議の事項は多いので、ここは早めに結論をつけさせていただきますが、鈴木委員が少しおっしゃったように、なるべく安価な方法でやってください。1500万が税抜きだとすると1650万かかるわけだから、やはり結構大金だと思っていますので。今は、カッティングシートみたいなものでやるので、そんなにかかるかという気はしますし、しかも2年後のことなので、その当時にはまた価格帯も変わっているかもしれませんが。

それでは、支所の名称につきましては、当委員会の意見としましては、第1種協働センターは区役所支所ということに決めさせていただきますので、当局は再編案の取りまとめの折にこれを御留意願います。

それでは、本日の協議事項は一通り終了いたしました。

次回の委員会は、11月12日金曜日を予定しております。開会時間については、現在、検討中ですので、委員の皆様には後日改めてお知らせすることといたしますので、11月12日は丸々1日空けておいてください。

次回委員会の協議の内容ですけれども、3案の比較検討については各委員の評価作業を基に結果の分

析を行うつもりです。先ほど申し上げたとおり、後日、事務局から依頼する内容に基づき、11月5日金曜日までに3案の比較検討の評価作業をしていただきますようお願いいたします。そして、前回内容を確認しました継続協議となっている課題については、引き続き協議を進めていきたいと思っております。

また、区再編の情報発信のため、12月5日発行の市議会だよりで特集号を挟み込むことを考えておりまして、次回の委員会で概要をお示ししたいと思いますので、御承知おきください。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

14:33